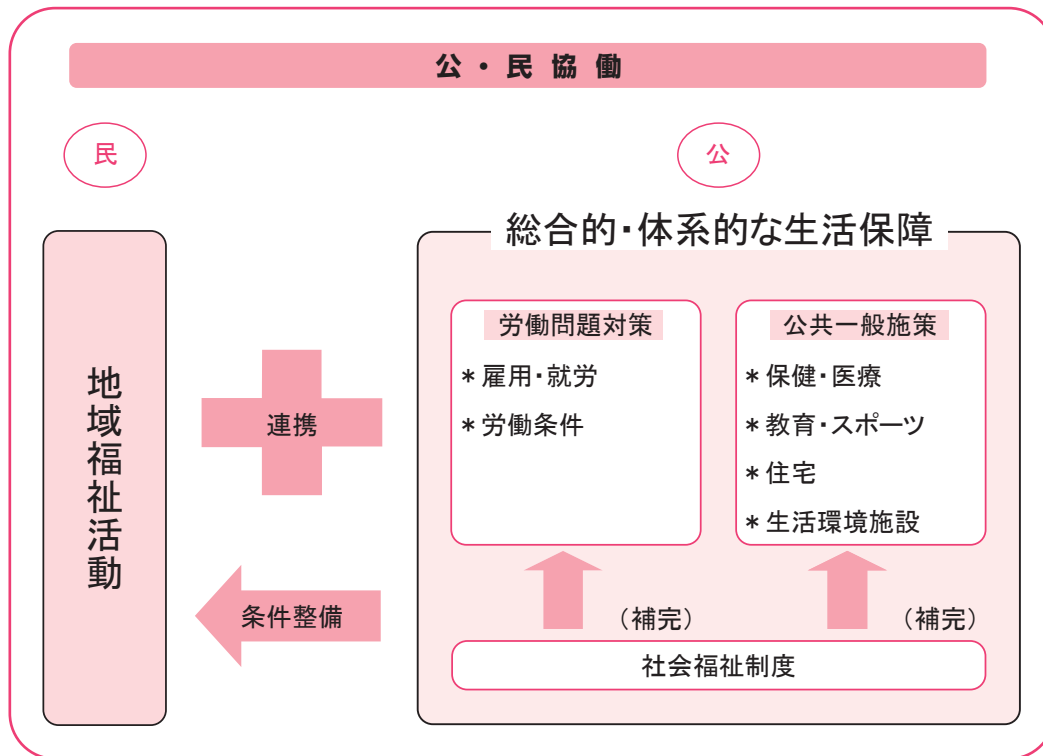


## 2. 地域福祉推進の基本方策

### (1) 地域福祉推進の基本方策

前述したような目標達成の基本的な枠組みを押さえながら地域福祉推進の基本方策を整理すると図Ⅲ-2のようになります。

図Ⅲ-2 地域福祉推進の基本方策



#### ① 地域福祉活動の推進(民の役割)

地域福祉は生活問題の地域性に着目しており、地域住民のくらしに密着した取り組みといえます。日々のくらしに密着した取り組みがどのようになっているかによって、くらしの中身が左右されます。地域住民のくらしに密着して、くらしを支えていく活動として、社会福祉協議会地区福祉委員会（以下、単に「地区福祉委員会」）の活動、民生委員・児童委員活動、ボランティア・NPO活動等（これらを総称して「地域福祉活動」とします。）の住民自身による助け合い活動があります。行政施策のみで住民のいのちとくらしを全面的に支えることはできず、地域福祉活動の推進・発展により、地域住民のくらしを支えていくことが、今日、特に重要となっています。地域福祉活動推進上の課題については、吹田市社会福祉協議会が策定した「地域福祉活動計画」でも明らかにされていますし、Ⅱ-4-(2)においても述べたとおりです。

## ②地域福祉活動推進の条件整備(公の役割)

今日、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進と発展が求められています。地域福祉活動をより推進・発展させていくには、行政によるヒト・モノ・お金・情報といった条件整備が欠かせません。住民が所有する力のみでは、地域福祉活動の内容や水準を豊かにすることは困難です。地域福祉活動を展開していく際、アドバイスをもらえる専門職員の存在(ヒト)や、交流の場・活動拠点の整備(モノ)、さらには財政支援(お金)及び情報提供の充実が重要です。地域福祉活動を推進・発展させていくための条件整備や仕組みづくりを行政によって進めていくことが必要です。

## ③総合的・体系的な生活保障(公の役割)

地域福祉の発展には、住民の自主的・主体的な地域福祉活動の推進が必要で、行政によるその条件整備が必要となりますが、さらに社会福祉制度をはじめ関連施策をどのように整備していくかが問われます。

地域住民が抱えているくらしの問題を軽減・解決していくためには、地域住民のくらしに密着した地域福祉活動も大切ですが、地域住民のみの取り組みには限界があります。図Ⅲ-2に示したような総合的・体系的な生活保障のための条件を整備し、推進していくことが必要です。くらしの問題を軽減・解決していくには、まず労働問題対策の充実が基本となり、関連的に公共一般施策の整備・推進が前提となるといえます。これらは国をはじめ大阪府及び吹田市の行政の責務として推進していかなければならないことです。そして、労働問題対策と公共一般施策の不十分なところを、国及び大阪府、吹田市の責務としての社会福祉制度が補完することになるといえます。

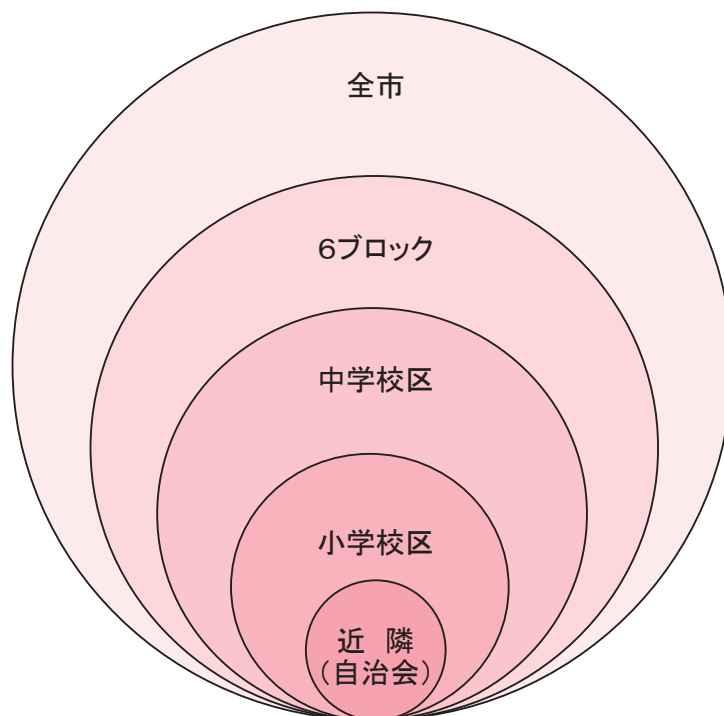
なお、本計画は、本市の総合計画をはじめ、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、そして、男女共同参画計画、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画、さらには民間団体(社会福祉法人)である吹田市社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画と密接な関係があり、各計画において提起していることを本計画の中にも地域福祉の視点で再整理していくことが必要です。そのような意味合いから、本計画には各個別計画で提起されていることを再度表現しています。各個別計画が、それぞれの分野の具体的な施策・事業となって各担当部署において推進されることによって、地域福祉は推進・発展するという関係になります。

#### ④公・民協働

地域福祉の推進・発展は、①で述べた地域福祉活動の展開と、②で述べたそのための条件整備、③で述べた総合的・体系的な生活保障のための条件整備（制度や施策）によって可能となります。地域福祉活動は主として民の役割であり、その条件整備と総合的・体系的な生活保障は主として公の役割です。そしてこれら二つが協働すること、つまり公・民協働によって地域福祉は推進・発展していきます。

#### (2) エリア(圏域)設定の必要性－5層構造－

図Ⅲ－3 地域福祉推進のエリア(圏域)



地域福祉を推進していく上での課題は、くらしに密着したものであり全市レベルのみからのとらえ方では不十分です。吹田市ではこれまでも市内を6地域（万博・阪大地域を含めて7地域）に区分し、地域の特性や課題を踏まえながら、ブロック単位でのまちづくり、公共施設等の整備や生活保障の仕組みづくりを推進してきました。第3次総合計画ではこれをさらに発展させ、部門別計画に加え新たに設定した6ブロック単位での地域別計画を策定しました。この地域に視点を当てた考え方をさらに進め、図Ⅲ－3に示したように、住民のくらしの視点から近隣（自治会）レベル、小学校区レベル、中学校区レベル、6ブロックレベル、全市レベルと、各レベルのエリア（圏域）ごとに課題をとらえ、それぞれのエリア（圏域）ごとに地域福祉の推進方策を考えるといった、重層的な計画立案が問われているといえます。